# 十日町市防災基本条例【解説】

防災安全課

# **月**

	前	文	•••••	1
1章	総	則		2
2章	自	助		4
3章	共	助		6
4章	公	助		8
5章	雑	則		10

# 拉浦

本市は、平成 16 年 10 月の新潟県中越大震災、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震、 平成 23 年 3 月の長野県北部地震、そして同年 7 月の新潟・福島豪雨など、市民の生命や財産に大きな被害をもたらした災害に見舞われてきました。また、度重なる豪雪や近年多発する異常気象には大自然の脅威を感じさせられます。

これらの災害はいつ発生するか分かりません。災害に強いまちづくりを市の最重要課題として位置付け、災害から市民の生命、身体及び財産を守り、安全な暮らしを確保するためには、災害対策の機能を強化し、地域ぐるみの防災・減災対策を推進することが必要不可欠です。

私たちは、自分の身の安全は自分で守る「自助」、地域において相互に助け合い、 お互いを災害から守る「共助」、市が市民及び事業者を災害から守る「公助」の理念 に基づき、市民、事業者、自主防災組織、市及び市議会が、それぞれの責務や役割を 理解し、一体となって災害に立ち向かい、災害に強い、安全で安心なまちづくりを目 指すため、ここにこの条例を制定します。

# 【解説】

・前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な考え方を表しています。 条例制定に至る背景や、災害に強いまちづくりを目指すことの決意表明を行うも のです。災害から生命や財産を守るには、市民や事業者の皆さんから防災に関する 意識を高めていただくとともに、それぞれの地域における助け合いの考えを持って いただき、行政としては、災害予防や減災対策などの政策を実施していかなければ なりません。

それぞれ、責務や役割を理解しつつ、一体となった災害対策を行います。

# 第1章 総則

#### 【解説】

・本章は、この条例全体に共通する一般的事項を規定するもので、条例制定の目的や、 位置づけ、用語の定義を定めています。

# (目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、市及び市議会による災害の予防、災害が発生したときの応急対策並びに災害復旧に関する責務及び役割を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 【解説】

- ・この条例が規定する基本的事項を示すとともに、目指す目的を定めています。
- ・それぞれの立場における責務や役割を明確にして、災害に強いまちづくりを目指す ことが本条例の目的です。

# (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事又は爆発、放射性物質の放出等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合において被害の拡大を防 ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 要配慮者 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、外国人その他災害時に 避難誘導等の支援を要する者をいう。
- (6) 自主防災組織 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。) 第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

# 【解説】

・この条例に使われている用語のうち、特に共通の認識を持つ必要があるものの意味、内容を説明しています。

# (基本理念)

- 第3条 市民、事業者、市及び市議会は、次に掲げる理念に基づき、それぞれの責務 及び役割に応じ、連携を図りながら災害対策に取り組むものとする。
- (1) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)が、自己の責任により自らを災害から守る自助の理念(以下「自助の理念」という。)
- (2) 市民等が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守る共助の理念(以下「共助の理念」という。)
- (3) 市が、市民等を災害から守る公助の理念(以下「公助の理念」という。)

# 【解説】

・異常な自然現象や大規模な災害が起きたときに必要なものとして、「自助」「共助」「公助」があります。「自助」とは、「自分の身や家族・財産は自分で守る」ということで、防災の基本です。「共助」とは、「地域や身近にいる人同士が、互いに助け合って地域を守る」ということで、地域を守る最も効果的な方法です。「公助」とは、市、県、国などの行政機関などによる救助活動や支援物資の提供などの公的支援です。

この三つを防災の基本理念として、市民、事業者、自主防災組織、市及び議会が一体となって、災害対応に取り組みます。

#### (地域防災計画への反映)

第4条 十日町市防災会議(法第16条第1項の規定により設置する防災会議をいう。) は、十日町市地域防災計画(法第42条第1項の規定により作成する地域防災計画 をいう。以下同じ。)の作成及び修正に当たっては、前条に規定する理念を反映さ せるものとする。

# 【解説】

・地域防災計画は、災害基本法に基づき十日町市防災会議が作成するもので、本市域における災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する事項を定め、市などの防災関係機関が行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

今後、計画の作成や修正などを行う場合、十日町市防災会議は、本条例の基本 理念を反映させなければなりません。

# 第2章 自助

# 【解説】

・「自助」とは、「自らの身の安全は自分で守る」ということで、防災の基本です。 この章では「市民の自助」と「事業者の自助」について規定しています。

# (市民の自助)

- 第5条市民は、自助の理念にのっとり、次に掲げる事項について、自ら災害に備える よう努めるものとする。
- (1) 自らが居住し、又は使用する土地、建築物その他工作物の安全の確保
- (2) 家具等の転倒及び物品の落下の防止
- (3) 災害時の初期対応に必要な用具の確認及び準備
- (4) 災害時に必要な飲料水、食糧、生活物資等の備蓄又は確保
- (5) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (6) 防災に関する知識及び技術の習得
- (7) 気象状況等の災害対策に必要な情報の収集
- (8) 災害時の連絡先及び連絡方法の確認
- (9) その他災害対策に関して必要な備えに関する事項

#### 【解説】

- ・災害時に本人や家族の安全を確保するために、市民が努める事項を規定していま す。
  - (1)台風、地震及び大雪などに備え、耐震化や適正な管理など居住又は使用している家屋等の安全性の確保
  - (2) 地震に備え、家具などの転倒・落下の防止
  - (3) 災害発生時に必要な消火器、ラジオ、懐中電灯などの用具の準備
  - (4)災害時の断水、避難などに備え、飲料水、食料等の備蓄・確保
  - (5) 災害発生に備え、避難場所等の事前把握
  - (6)より安全な災害対応のための知識や技術の向上
  - (7) 気象の予測や発災時の的確な判断準備
  - (8)安否確認やスムーズな避難行動のための事前確認
  - (9) その他自らの安全確保に必要なこと

# (事業者の自助)

- 第6条 事業者は、自助の理念にのっとり、次に掲げる事項について、災害に備える よう努めるものとする。
- (1) 従業員及び事業所を訪れる者(以下「従業員等」という。)の安全の確保
- (2) 事業活動で使用する土地、建築物その他工作物の安全の確保
- (3) 事業活動で使用する物品等の転倒及び落下の防止
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の確認及び準備
- (5) 災害時に必要な飲料水、食糧、機材等の備蓄又は確保
- (6) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認並びに従業員等への周知
- (7) 防災に関する知識及び技術の従業員等への周知
- (8) 気象状況等の災害対策に必要な情報の収集並びに従業員等への伝達手段の確認 及び確保
- (9) その他災害対策に関して必要な備えに関する事項

#### 【解説】

- ・災害時に自ら管理する施設や設備のみでなく、従業員等の安全を確保するために、 事業者が努める事項を規定しています。
  - (1) 防災計画や顧客対応マニュアルの整備と訓練実施
  - (2) 台風、地震及び大雪などに備え、耐震化や適正な管理など使用している資産の安全性の確保
  - (3) 地震に備え、器具や設備などの転倒・落下の防止
  - (4)災害発生時に必要な消火器、ラジオ、懐中電灯などの用具や器具の準備
  - (5)災害時の断水、避難などに備え、飲料水、食料等の備蓄・確保
  - (6) 災害発生に備え、避難場所や顧客誘導等の事前把握と周知
  - (7)より安全な災害対応のための知識や技術の向上、及び従業員訓練
  - (8) 気象の予測や発災時の的確な判断準備及び従業員などへの伝達体制の確立
  - (9) その他従業員等の安全確保に必要なこと

# 第3章 共助

# 【解説】

・「共助」とは、「地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る」ということで、地域を守る最も効果的な方法です。初期消火や被災者の救出・救護などに大きな力となるのは、隣近所の人同士による助け合いです。近所づきあいやお年寄りへの声かけなど、日頃の心配りがいざというときに力を発揮します。この章では「市民による共助」と「自主防災組織による共助」及び「事業者による共助」について規定しています。

# (市民による共助)

- 第7条 市民は、共助の理念にのっとり、自発的に災害による被害を予防するための活動、災害時における避難及び避難誘導活動並びに負傷者の救出及び救護その他の 災害対策に関する活動(以下「災害対策活動」という。)に参加するよう努めるも のとする。
- 2 市民は、互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織の災害対 策活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

# 【解説】

・市民は、地域社会の一員です。地域の人の安全を確保するため、自発的な災害予防 活動や災害時の避難・救護活動などが求められます。

また、「市民による共助」は、組織的に活動することが有効ですので、自主防災組織の活動に積極的に参画することが求められます。

#### (自主防災組織による共助)

- 第8条 自主防災組織は、地域の住民、消防団及び事業者と協力し、地域における災害対策活動を実施することにより、地域の住民の安全の確保に努めるものとする。
- 2 自主防災組織は、災害に備え、災害対策活動のために必要な資機材を整備すると ともに、定期的な訓練、防災に関する研修及び講習等を実施し、災害対策活動に関 する知識及び技術の習得及び向上に努めるものとする。

#### 【解説】

・自主防災組織は、地域を守るための重要な役割を担っています。地域住民と協力して、地域における防災活動を実施し安全確保に努めることが求められます。

また、災害に備え、ヘルメット、消火器、発電機、救急医療品などの災害対策活動に必要な資機材の整備や、定期的な訓練の実施、及び防災に関する研修や講習会等の開催が求められます。

# (事業者による共助)

第9条 事業者は、共助の理念にのっとり、地域の住民、消防団及び自主防災組織と 連携し、地域における災害対策活動を実施するよう努めるものとする。

# 【解説】

・事業者は、地域社会の一員であり、社会的責任がありますので、地域住民、消防団 及び自主防災組織と連携し、地域における災害対策活動の実施が求められます。

# (要配慮者への支援)

第 10 条 市民等及び自主防災組織は、共助の理念にのっとり、要配慮者が災害時に 安全を確保できるよう支援に努めるものとする。

# 【解説】

・要配慮者は、災害による住環境の変化への対応や避難行動、避難場所での生活に困難を来すことがありますので、必要な時に、必要な支援を適切に行うことが求められます。

# (災害対策への協力)

第 11 条 市民等及び自主防災組織は、市が実施する災害対策に協力するよう努める ものとする。

# 【解説】

・市民、事業者及び自主防災組織が、市が実施する災害対策について、理解し協力することにより、地域と行政が一体となった真に災害に強いまちづくりが図られます。

# 第4章 公助

# 【解説】

・「公助」とは、市を始め、消防・警察・県・国といった行政機関やライフライン各社 を始めとする公共企業などが行う救助活動や応急対策活動などの公的支援をいい ます。この章では市の「公助」について規定しています。

# (市の基本的責務)

- 第 12 条 市は、公助の理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、災害対策を 推進するものとする。
- (1) 市民等及び自主防災組織との協働による災害対策の推進
- (2) 災害への備えを中心とした災害に強いまちづくりの推進
- 2 市は、災害に対し迅速かつ組織的に対応することができるよう十日町市地域防災 計画その他の防災に関する計画(以下「地域防災計画等」という。)を策定すると ともに、災害対策を行うために必要な体制を整備するものとする。
- 3 市は、市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画等に基づき、施策を講ずるものとする。
- 4 市は、地域防災計画等に基づく施策を講ずるに当たっては、市民等、自主防災組織、国、新潟県、他の地方公共団体及び関係機関との連携及び協力に努めるものとする。

#### 【解説】

- ・市は、市民生活に最も密接に関係する行政機関のひとつであり、市民等の安全を確保するため大きな責務を負っています。
- 1項 自主防災組織の活動の促進を図るため、必要な助成や研修会などを実施し、 市民等に対しての防災意識の啓発などに努めます。
- ・2項 災害に備え、防災体制の確立のための施策及び防災施設や資機材の整備を推 進するとともに、災害時に必要な備蓄物資を整備します。
- ・3項 十日町市防災会議が作成する十日町市地域防災計画などにより、各種施策を実施します。
- ・4項 災害により市内に甚大な被害が発生した時は、国、県、他の市町村、消防本 部及び公共交通機関等の関係機関と連携協力して、広域避難等の災害対策、早期の 復旧に努めるとともに、市民生活の速やかな回復に努めます。

また、他の自治体や事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、 防災に係る協定を締結します。

# (議会の責務)

- 第 13 条 市議会は、災害対策に関する調査及び研究を行い、市へ助言及び提言を行うものとする。
- 2 市議会は、国及び新潟県の動向を踏まえつつ、地域防災計画等の推進の状況の監視及び検証を行うものとする。
- 3 市議会は、市長と協力し、国及び県への働きかけを行い、災害の予防並びに災害 からの復旧及び復興の推進に努めるものとする。

#### 【解説】

- ・市議会議員は、本市の多様な地域特性を勘案した、調査・研究や市長への助言・提 言を行うよう努めます。
- ・本条例や十日町市地域防災計画に定める事項について、随時確認を行います。
- ・国や県に対して防災対策の推進を働きかけます。

# (市職員の責務)

- 第 14 条 市職員は、市民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害の最小化及び迅速な回復を図るための職務を的確に遂行するものとする。
- 2 市は、市職員の防災に関する知識及び技術の向上のため、市職員に対し研修の機会の提供等に努めるものとする。

#### 【解説】

- ・市職員は、迅速かつ的確な災害対応業務を行うため知識や技術の向上に努めるとと もに、災害発生時には職務を的確に遂行しなければなければなりません。
- ・市は、上記機会を提供するとともに、職員の意識啓発を図り、個人及び組織として の防災力の向上に努めます。

# 第5章 雑則

# (要配慮者への支援体制)

- 第 15 条 市は、災害に備え、要配慮者に配慮した施策を推進するとともに、支援を 行うための体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、要配慮者の協力を得て、その支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるものとする。

# 【解説】

- ・1項 第10条において、市民、事業者及び自主防災組織は要配慮者に対する支援 に努めることを規定しています。
- ・2項 支援するためには、要配慮者の内、災害時に支援を必要とする者の氏名、住所、身体の状況などの個人情報が必要となります。いざというときに迅速に対応するため、日頃から、情報を把握しておくことが大切です。

# (委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

# 【解説】

・具体的な計画は、本条例の基本理念を反映した十日町市地域防災計画で規定されて いますが、必要がある場合は別に定めます。